

# 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」の概要について

## 広域応援室

消防庁では、平成21年以降、4件の消防防災ヘリコプター墜落事故が相次いで発生し、消防職員ら26名が殉職するという極めて憂慮すべき事態となっていることを受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全性の向上等のため、運航団体が取り組むべき項目を「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年消防庁告示第4号）として取りまとめ、令和元年9月24日に告示した。

この消防防災ヘリコプターの運航に関する基準は、消防防災ヘリコプターの安全な運航に係る助言等を行っていたところに、平成30年の群馬県における消防防災ヘリコプターの墜落事故が発生したことを受け、助言より高い規範力を持つ消防組織法第37条に基づく消防庁長官の勧告として示すものである。

## 消防防災ヘリコプターの運航に関する基準

### 消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の内容及び留意事項

#### 1 用語の意義

消防防災ヘリコプター、運航団体、航空消防活動、航空消防活動従事者についての意義を規定した。

#### 2 運航規程等の整備

運航団体において、消防防災ヘリコプターの出発の承認の判断基準、運航中の留意事項その他の運航の管理に必要な事項についての規程を定めるよう規定するとともに、CRM<sup>※1</sup>及びボイス・プロシーチャー<sup>※2</sup>に係る実施要領や、特に安全の確保に配慮する必要があると認める航空消防活動の実施に必要な事項について記載した活動要領についても定めることと規定した。

※1 CRM 航空機の安全性、業務遂行能力の向上のため、機長が副操縦士等から問題点の指摘を受けた際の採るべき対応等のルール

※2 ボイス・プロシーチャー 運航中の消防防災ヘリコプターにおける航空消防活動従事者による周囲の監視及び機長の注意を喚起するための措置

#### 3 運航責任者及び運航安全管理者等の配置

消防防災ヘリコプターが配置されている拠点に、運航責任者及び運航安全管理者等を配置することとし、個々の事務について規定した。

##### (1) 運航責任者

運航責任者については、管理監督業務をつかさどる航空隊基地の所長やセンター長等を想定しており、消防防災ヘリコプターの出発の承認、航空消防活動の中止の指示その他の消防防災ヘリコプターの運航の管理に関する事務を担当することとした。

##### (2) 運航安全管理者

運航安全管理者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する者をもって充て、運航責任者、機長その他の関係者に対する助言、教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画の立案等を行うものと規定した。

なお、運航責任者の事務と運航安全管理者の事務とはそれぞれ別に定められているところであり、また、運航安全管理者については、運航責任者への助言等が事務とされていることから、運航責任者と運航安全管理者にはそれぞれ別の者を配置することが求められる。

##### (3) 運航責任者の事務を補助する必要な職員

運航責任者は、前(1)に記載のとおり、消防防災ヘリコプターの出発の承認・航空消防活動の中止の指示等、消防防災ヘリコプターの運航に関して重要な事務を担当する。その判断に際して、気象情報や航空消防活動に関する情報が必要となることから、これらの

情報を適宜、運航責任者や消防防災ヘリコプターに乗り組んでいる航空消防活動従事者に伝達する職員として、運航管理要員について、「運航責任者の事務を補助するため必要な職員」として規定した。

## 4 二人操縦士体制

### (1) 二人操縦士体制

航空消防活動を行う消防防災ヘリコプターには、操縦士<sup>※3</sup> 2名を乗り組ませ、1名を機長に他の1名を副操縦士に指定することとした。

### (2) 副操縦士

副操縦士は、機長が行う操縦の補助及び周囲の監視を行うとともに、機長に事故がある場合には、機長に代わってその職務を行うこととした。

※3 操縦士 航空法（昭和27年法律第231号）第28条の規定により当該消防防災ヘリコプターを操縦することができる航空従事者（定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格についての技能証明を有する者に限る。）

## 5 機長及び副操縦士の乗務要件

運航団体は、航空法その他の関係法令が定めるもののほか、「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムに関する検討委員会」の検討結果について（平成30年1月9日消防広第6号消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長通知）を踏まえ、その消防防災ヘリコプターの機長に必要な飛行経歴その他の要件を定めるものとした。

運航団体が操縦士の養成訓練を行っており、当該養成訓練のために必要と認める場合には、運航団体が安全性を考慮して定める一定の航空消防活動に限り、当該航空消防活動を行う消防防災ヘリコプターの機長に必要な要件を別に定められるようにした。

## 6 航空消防活動指揮者

運航責任者は、航空消防活動の実施に当たっては、航空消防活動の実施に関する指揮を行う航空消防活動指揮者を指定することとした。

航空消防活動指揮者は、関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動従事者の指揮監督を任務としていることから、航空消防活動における救助隊長（小隊長）としての役割を担い、航空消防活動現場における活動の指揮を執ることとしている。

## 7 消防防災ヘリコプターに備える装備等

運航の安全の確保に資するために消防防災ヘリコプターに備える装備、装置及び資機材と備えるよう努める装備、装置及び資機材について規定した。

## 8 教育訓練等

操縦士の操縦技能の習得維持に必要な飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練や、将来にわたり操縦士を安定的に確保できるよう、計画を定めて必要な操縦士の養成訓練を行うこと、また、これら教育訓練等の基本計画や実施計画についても定めるよう規定することとした。

## 9 航空消防活動

航空消防活動の安全かつ円滑な実施を図るため、当該運航団体の区域の他、相互応援協定を締結している他の地方公共団体の区域等においても、地勢の状況、災害の発生するおそれのある場所等について調査を行うよう規定した。

また、出発前の安全対策として、消防防災ヘリコプターの出発に当たっては、運航責任者の承認を必要とすることとし、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握することで、出発前においても安全運航に寄与することとした。

運航中の安全対策としては、機長及び航空消防活動指揮者は、運航中、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うこと等を規定することとしたほか、運航責任者についても、飛行状況及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況等から航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとした。

これらの規定により、運航責任者、機長、航空消防活動指揮者の3者が航空消防活動の中止の判断を行うことが出来ることとした。

## 10 航空機事故対策

消防防災ヘリコプターに係る事故（航空法第76条第1項各号に掲げる事故に限る）が発生した場合等には、速やかに捜索及び救助の体制を確立するとともに、速やかにその旨を消防庁長官に報告するものとした。

また、事故が発生するおそれのある事案が生じた場合にも、その旨を消防庁長官に報告するものとしている。

## 11 相互応援協定等

運航団体は、近隣の他の地方公共団体との間で、相互応援協定を締結するよう努めるよう規定するほか、関係機関との間でも航空消防活動の必要がある災害が発生した場合における対応を相互に協力して行うための協定等を締結するよう努めることとした。

耐空検査等により航空消防防災体制に空白を生じさせないことを目的として、相互応援協定の締結及び他の防災関係機関との協定についても締結に努めるように規定することとした。

## 12 施行期日

本基準は、令和元年10月1日から施行することとしているが、資格取得や人事配置、予算を伴う項目については、それぞれ相応の経過措置を考慮し、施行期日を定めることとした。

しかし、施行期日までに実施すればよいという解釈ではなく、各運航団体においては、航空消防活動の安全かつ円滑な遂行に資するため、本基準に盛り込んだ各種措置の、可能な限り早い段階での実施をお願いする。

## 13 経過措置

消防防災ヘリコプター操縦士の確保及び養成が重要であるという観点から、操縦士二名を消防防災ヘリコプターに乗り組ませることが困難であると運航団体が認める特段の事情がある場合には、前4（1）の規定にかかわらず、操縦士のうち一名に代えて、定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格（回転翼航空機に係るものに限る。）についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者であって前8の規定により運航団体が定めた計画に基づき操縦士の養成訓練を受けている者一名を運航支援者として、消防防災ヘリコプターに乗り組ませることができることとした。

運航支援者は、周囲の監視及び機長に対する操縦上の助言等、機長の支援を主な任務とし、将来的には機長となり得る人材としての養成の対象となる者である。

このように、運航支援者が副操縦士の代わりに乗務することは、現行の1人操縦士体制に比して、運航の安全に一定程度資するものと考えられることから、経過措置として運航を認めることとし、その経過措置の終期を、令和7年3月末とした。

## 14 まとめ

消防庁としては、悲惨な事故を二度と繰り返さないという強い意志を持ち、航空消防活動の安全かつ円滑な遂行に取り組んでもらうために本基準を制定したところであり、本基準の内容の消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書の内容は、政令市等の消防機関や警察、民間航空の分野で既に先行して実施されている措置であり、いずれも実現可能なものであることから、消防防災ヘリコプターの運用に当たっては、本基準に基づいていただきたい。

問い合わせ先

消防庁広域応援室  
TEL: 03-5253-7527